

平成 20 年 7 月 30 日
第 1 回 検 討 委 員 会
資 料 N o . 5

## 上越市市民投票条例（仮称）検討委員会設置要綱

### （設置）

第 1 条 上越市自治基本条例（平成 20 年上越市条例第 3 号）第 38 条第 2 項、第 8 項及び第 9 項に規定する条例の内容等について必要な検討を行うため、上越市市民投票条例（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （所掌事項）

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 上越市自治基本条例第 38 条第 1 項に規定する市民投票（以下「市民投票」という。）の実施に係る請求権者の資格要件に関すること。
- (2) 市民投票に係る投票資格者の資格要件に関すること。
- (3) 市民投票の対象となる案件に関すること。
- (4) 市民投票に係る投票形式に関すること。
- (5) その他条例の内容等に関し市長が必要と認めること。

### （組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する 8 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた市民
- (3) その他市長が必要と認める人

### （委員の任期）

第 4 条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から委員会における検討結果を市長に報告する日までとする。

### （委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、第 3 条第 1 号に掲げる人から委嘱された委員のうちから委員会において選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、自治・地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月20日から実施する。